

地域再生計画新旧対照表

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|--|--|
| <p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画目標 (略)</p> <p>4-3 かつての旧山陽道や宿場町のにぎわいを取り戻すため、<u>市町村道</u>と広域農道を一体的に整備することで、 (略) また、にぎわいのある地域づくりの基礎となる生活道路である<u>市町村道</u>を整備することにより、 (略) (目標4) 交通障害箇所の解消 (<u>倉敷地区1箇所、井原地区1箇所、矢掛地区1箇所</u> 3箇所→0箇所) (対象路線 <u>高砂町中島柳井原線、水江146号線、追崎線、青木小迫線</u>) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (略)</p> <p>5-1 全体の概要 (略) 国道486号へのアクセス道路となる<u>市町村道</u>と農業・農村の基幹となる広域農道を一体的に整備する。 また、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりのため、生活道路である<u>市町村道</u>を整備する。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業 (略) ○市町村道 市道 高砂町中島柳井原線</p> | <p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画目標 (略)</p> <p>4-3 かつての旧山陽道や宿場町のにぎわいを取り戻すため、<u>市道</u>と広域農道を一体的に整備することで、 (略) また、にぎわいのある地域づくりの基礎となる生活道路である<u>市道</u>を整備することにより、 (略) (目標4) 交通障害箇所の解消 (<u>倉敷地区1箇所、井原地区1箇所</u> 2箇所→0箇所) (対象路線 <u>高砂町中島柳井原線、水江146号線、追崎線</u>) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (略)</p> <p>5-1 全体の概要 (略) 国道486号へのアクセス道路となる<u>市道</u>と農業・農村の基幹となる広域農道を一体的に整備する。 また、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりのため、生活道路である<u>市道</u>を整備する。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業 (略) ○市町村道 市道 高砂町中島柳井原線</p> |

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|---|--|
| <p>(平成19年6月22日 道路認定) 市道 水江146号線</p> <p>(平成19年6月22日 道路認定) 市道 追崎線</p> <p>(平成20年9月12日 道路認定) <u>町道 青木小迫線</u></p> <p>(平成13年3月12日 道路認定)</p> <p>○広域農道 (略) <u>平成23年2月22日に事業計画の変更確定。</u></p> <p>[施設の種類 (事業区域)、実施主体] ・市町村道 (倉敷市、井原市、<u>矢掛町</u>) 倉敷市、井原市、<u>矢掛町</u> (略)</p> <p>[事業期間] (略)</p> <p>・広域農道 (平成23年度～平成<u>25</u>年度)</p> <p>[整備量] ・市町村道 <u>3.1</u>km (略)</p> <p>[事業費] 総事業費 <u>5,545,000</u>千円 (うち交付金 <u>2,772,500</u>千円) 市町村道 <u>5,295,000</u>千円 (うち交付金 <u>2,647,500</u>千円) (略)</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略) (目標4) <u>市町村道4路線</u>の事業完了をもって交通障害箇所の解消とする。 (倉敷市、井原市、<u>矢掛町</u>) (以下略)</p> | <p>(平成19年6月22日 道路認定) 市道 水江146号線</p> <p>(平成19年6月22日 道路認定) 市道 追崎線</p> <p>(平成20年9月12日 道路認定)</p> <p>○広域農道 (略) <u>平成23年3月に事業計画の変更確定 (予定)。</u></p> <p>[施設の種類 (事業区域)、実施主体] ・市町村道 (倉敷市、井原市) 倉敷市、井原市 (略)</p> <p>[事業期間] (略)</p> <p>・広域農道 (平成23年度～平成<u>24</u>年度)</p> <p>[整備量及び事業費] ・市町村道 <u>1.5</u>km (略)</p> <p>[事業費] 総事業費 <u>5,340,000</u>千円 (うち交付金 <u>2,670,000</u>千円) 市町村道 <u>5,090,000</u>千円 (うち交付金 <u>2,545,000</u>千円) (略)</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略) (目標4) <u>市道3路線</u>の事業完了をもって交通障害箇所の解消とする。 (倉敷市、井原市) (以下略)</p> |